

4 1 . 1 0 3 . 0 3

→ 4 1 . 1 0 6 . 5 2

国内外の地理的名称からなる商標登録出願の取扱い

国内外の地理的名称からなる商標登録出願の取扱いについては、商第3条第1項第3号及び第6号の規定に係る商標審査基準を一部改訂し、平成24年1月1日、商標審査基準〔改訂第10版〕一部改訂として公表した。その後、商標審査基準の全面的な見直しが行われ、平成28年4月1日適用の商標審査基準〔改訂第12版〕から、以下の商標審査基準が適用されている。

1. 商第3条第1項第3号**関連条文 抜粋**

第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。第二六条第一項第二号及び第三号において同じ。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

商標審査基準 第1 五、2.

2. 商品の「産地」、「販売地」、役務の「提供の場所」について
- (1) 商標が、国内外の地理的名称（国家、旧国家、首都、地方、行政区画（都道府県、市町村、特別区等）、州、州都、郡、省、省都、旧国、旧地域、繁華街、観光地（その所在地又は周辺地域を含む。）、湖沼、山岳、河川公園等を表す名称又はそれらを表す地図）からなる場合、取引者又は需要者が、その地理的名称の表示する土地において、指定商品が生産され若しくは販売され又は指定役務が提供されているであろうと一般に認識するときは、商品の「産地」若しくは「販売地」又は役務の「提供の場所」に該当すると判断する。
- (2) 商標が、国家名（国家名の略称、現存する国の旧国家名を含む。）、その他著名な国内外の地理的名称からなる場合は、商品の「産地」若しくは「販売地」又は役務の「提供の場所」に該当すると判断する。

(説明)

本基準五 2. (1)は、国内外の地理的名称からなる商標が商第3条第1項第3号の規定にいう「商品の産地・販売地、役務の提供の場所」に該当するかど

うかの審査にあたって、その取扱いを明記したものである。

すなわち、当該基準では、商第3条第1項第3号にいう「商品の産地・販売地、役務の提供の場所」には、①地理的名称の表示する土地において現実に指定商品が生産若しくは販売又は指定役務が提供されている場合はもちろん、②需要者又は取引者によって、指定商品が生産若しくは販売又は指定役務が提供されているであろうと一般に認識されると判断される場合にも同号に該当することを明確にした。

上記①については自明である。②については、需要者又は取引者における一般認識をもって足りるとしている。本取扱いは、商品の産地・販売地、役務の提供の場所は、通常、商品又は役務を流通過程又は取引過程に置く場合に必要なる表示であるから何人も使用をする必要があり、かつ、何人もその使用を欲するものだから一私人に独占を認めるのは妥当ではなく、また、多くの場合すでに一般的に使用がされあるいは将来必ず一般的に使用がされるものであるから、これらのものに自他商品又は自他役務の識別力を認めることはできない（工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第20版〕1400頁）という趣旨を踏まえたものである。

また、当該基準は、ジョージア事件（昭和60年（行ツ）68号 昭和61年1月23日最高裁判決）において、商標登録出願に係る商標が商第3条第1項第3号にいう「商品の産地又は販売地を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」に該当するというためには、「必ずしも当該指定商品が当該商標の表示する土地において現実に生産され又は販売されていることを要せず、需要者又は取引者によつて、当該指定商品が当該商標の表示する土地において生産され又は販売されているであろうと一般に認識されることをもつて足りる」とする判示内容をも踏まえたものでもある。

これまでも審査実務上は、上記の考え方を踏まえて、商第3条第1項第3号にいう「商品の産地・販売地、役務の提供の場所」についての判断を行ってきたところであるが、平成24年11月の商標審査基準一部改訂によって、これまでの実務を商標審査基準上明確にし、現行法制の枠内において国内外の地理的名称についての保護徹底を図った。

上記②における「一般に認識されると判断される場合」については、直接「商品の産地・販売地、役務の提供の場所」であることが辞書その他の資料に記載されていなくても、その地理的名称の表示する土地において、指定商品が生産され若しくは販売されるような要因又は指定役務が提供されるような要因が認められれば、ここでいう「一般に認識されると判断される場合」に該当するものとして取り扱う。

(例1) 商標「屋久島」 指定商品 第29類「食用魚介類」

「屋久島」を表示した商標が指定商品「食用魚介類」について出願された場合、当該商標は、観光地等（その所在地又は周辺地域を含む。）の地名を表すものとして一般に認識されており、商品との関係において、商品の産地・販売地を表したものと認識されるため、商第3条第1項第3号を適用する。

(例2) 商標「レマン湖」を表す図形及び文字 指定商品 第30類「チョコレート」

「レマン湖」を表示した図形及び文字からなる商標が指定商品「チョコレート」について出願された場合、当該商標は、観光地等（その所在地又は周辺地域を含む。）を表すものとして一般に認識されており、商品との関係において、商品の産地・販売地を表したものと認識されるため、商第3条第1項第3号を適用する。

(例3) 商標「アルベロベッコ」 指定役務 第43類「宿泊施設の提供」

「アルベロベッコ」を表示した商標が指定役務「宿泊施設の提供」について出願された場合、当該商標は、観光地等（その所在地又は周辺地域を含む。）の地名を表すものとして一般に認識されており、役務との関係において、役務の提供場所を表したものと認識されるため、商第3条第1項第3号を適用する。

2. 商第3条第1項第6号

関連条文 抜粋

第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標

商標審査基準 第1 八、5.

5. 国内外の地理的名称を表示する商標について

商標が、事業者の設立地・事業所の所在地、指定商品の仕向け地・一時保管地若しくは指定役務の提供に際する立ち寄り地（港・空港等）等を表す国内外の地理的名称として認識される場合は、本号に該当すると判断する。

(説明)

本基準は、国内外の地理的名称を表示する商標が、事業者の設立地等若しくは指定役務の提供に際する立ち寄り地等を表す国内外の地理的名称として認識される場合は、商第3条第1項第6号に該当する旨を規定したものである。

同号の規定や同号に関する判決の趣旨（別紙参照）を踏まえると、商標の構成自体から自他商品又は自他役務の識別力を欠き、商標としての機能を果たし

得ないと推定されるもの等は、商第3条第1項第3号に該当しないとしても、同第6号に該当する。

以上を踏まえて検討すると、商標を構成する国内外の地理的名称が「商品の産地・販売地、役務の提供場所」（認識される場合も含む。）を表示するものである場合は、商第3条第1項第3号に該当するが、以下の例のような場合は、「商品の産地・販売地、役務の提供場所」（認識される場合も含む。）を表示するものと認められないことから、同号の規定を適用することは困難である。

(例4) 商標「スワンナプーム¹」 指定役務 第36類「演劇の上演」

「スワンナプーム」を表示した商標が指定役務「演劇の上演」について出願された場合、当該商標が、役務の提供の場所を表すものとして一般に認識されているとは言い難いため、商第3条第1項第3号を適用することは困難である。

しかしながら、「スワンナプーム」は、役務の提供に際する立ち寄り地（空港）を表す海外の地理的名称として認識され得ることからすると、当該「スワンナプーム」は、自他役務の識別標識としての機能を果たすものとはいえない。

(例5) 商標「ジュネーブ」 指定商品 第8類「日本刀」

「ジュネーブ」を表示した商標が指定商品「日本刀」について出願された場合、当該商標が、商品の生産地・販売地を表すものとして一般に認識されているとは言い難いため、商第3条第1項第3号を適用することは困難である。

しかしながら、「ジュネーブ」は、商品の仕向け地を表す海外の地理的名称として認識され得ることからすると、当該「ジュネーブ」は、自他商品の識別標識としての機能を果たすものとはいえない。

上記例4及び例5の立ち寄り地や仕向け地は、商第3条第1項第3号には該当しないものであるが、広告や取引書類等において、多くの場合すでに一般的に使用されあるいは将来必ず一般的に使用されるものである。

そこで、平成24年11月の商標審査基準一部改正によって、国内外の地理的名称からなる商標が、商第3条第1項第3号に該当しない場合であっても、当該商標が事業者の設立地・事業所の所在地や仕向け地等を表示するものである場合（認識される場合も含む。）は、自他商品又は自他役務の識別標識とし

¹ タイの国際空港。2006年9月に、手狭となったドン・ムアン国際空港にかわる新空港として開港。スワンナプームとは「黄金の土地」の意で、プミポン国王の命名による。（小学館日本大百科全書(ニッポニカ)）

ての機能を果たし得ないものとして、同第6号に該当することを明確化するために本基準を新設することとした。

審査実務においては、国内外の地理的名称からなる商標が出願された場合には、指定商品又は指定役務との関係から、まず商第3条第1項第3号の該当性を検討し、その後、同号に該当しない指定商品又は指定役務について、同第6号の該当性について検討することとなる。

したがって、2以上の指定商品又は指定役務が指定されている場合において、一の指定商品又は指定役務については商第3条第1項第3号を適用し、他の指定商品又は指定役務については同第6号を適用することがあることに留意する。

商標審査基準 第1 八、12.

12. 上記1. から11. に掲げる商標においても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるに至っているものについては、本号に該当しないと判断する。

(説明)

商第3条第1項第6号の商標審査基準1. から11. に該当する商標であっても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるに至っている商標については、同号に該当しないこととなる。商第3条第2項では「前項第三号から第五号までに該当する商標」のみが対象となっているが、本基準は、平成24年11月の商標審査基準一部改正によって、商第3条第1項第6号の適用についての考え方を確認的に規定したものである。

本基準において「上記1. から11. に掲げる商標においても」と記載しているが、これは、商第3条第1項第6号の審査にあたっては、同号の商標審査基準1. から11. に該当する商標はもとより、これら以外の理由で同号に該当する可能性が問われている商標であっても、使用により識別力を獲得していると判断されるものについては同号に該当しないものとするを明確にしたものである。

商第3条第1項第6号に関する判決

「UVmini」事件

(平成18年3月9日 知財高裁 平成17年(行ケ)第10651号)

<判決(要旨)>

同項6号にいう「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標」としては、構成自体が商標としての体をなしていないなど、そもそも自他商品識別力を持ち得ないもののほか、同項第1号から第5号までには該当しないが、一応、その構成自体から自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないと推定されるもの、及び、その構成自体から自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないものと推定はされないが、取引の実情を考慮すると、自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないものがあるといえることができる。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項第3号\(商品の産地、販売地、品質等の表示又は役務の提供の場所、質等の表示\)」の審査基準](#)
- [「第3条第1項第6号\(前号までのほか、識別力のないもの\)」の審査基準](#)